

介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）

ケアセンター草の家運営規程（第1号通所事業）

（目的）

第1条 社会福祉法人足柄福祉会が設置経営するケアセンター草の家（以下、「事業所」という。）が行う第1号通所事業（以下、「通所型サービス」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態にある高齢者（以下、「利用者」という。）に対し、適切な通所型サービスを提供することを目的とする。

（運営方針）

第2条 この事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 ケアセンター草の家
- （2）所在地 神奈川県南足柄市班目 460 番地

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（常勤・兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- （2）生活相談員 2名（常勤・兼務）
生活相談員は、利用者及び家族に対し適切な相談、援助を行う。
また、事業所に対する利用申し込みに係る調整、通所サービス計画の作成等を行う。
- （3）機能訓練指導員 1名（非常勤・兼務）

機能訓練指導員は、利用者の機能訓練の実施及び従業者の指導に当たる。

(4) 看護職員 7名(常勤・兼務3名、非常勤・兼務4名)

看護職員は、利用者の健康管理の業務当たる。

(5) 介護職員 6名(常勤・兼務2名、非常勤兼務4名)

介護職員は、通所型サービスの業務に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとし、祝日も営業する。

ただし、1月1日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間 午前9時15分から午後4時30分までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は1日1単位20名とする。

(通所型サービスの内容)

第7条 通所型サービスの内容は次のとおりとする。

(1) 日常生活上の支援

(2) 食事の提供

(3) 送迎

(4) 健康管理

(5) 機能訓練

(6) 相談・助言

(7) 延長サービス

※サービスの通算時間(サービス提供時間含む)が8時間以上となる時は、利用者の希望により延長サービスを行う。

(通所型サービスの利用料)

第8条 通所型サービスを提供した場合の利用料は、その利用者が居住する市町村の長が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割・2割又は3割の額とする。

但し、次の各号に掲げるサービスは、全て利用者の希望により提供し、費用は、別表のとおりとする。

(1) 生活支援の送迎(通常の事業の実施地域を除く)

- (2) 食費
 - (3) おやつ代
 - (4) 理美容代 (実費)
 - (5) おむつ代
 - (6) レクリエーション材料費
 - (7) 延長サービス料
- 2 前各号に掲げるもののほか、通所型サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものについても支払いを受けることができる。
- 3 前各号の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、利用者の署名・押印の上、同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、南足柄市内及び大井町内とする。

(緊急時における対応方法)

第10条 事業所の従業者は、通所型サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告し、家族に連絡・報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、利用者に対して定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

- 2 事業所は、利用者が火災等の災害により緊急避難が必要とする事態が生じたときは、利用者に対して必要な措置を講ずる。

(衛生管理等)

第12条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずる。

- 2 事業所において感染症の発生、及びまん延を防止するために必要な措置を講ずる。

(相談・苦情対応)

第13条 事業所は、提供したサービスに関する利用者及びその家族からの相談、苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講ずる。

(サービス提供記録の保存)

第14条 通所型サービスを提供した際には、その提供日及び内容、その他必要な記録を所定の書面に記載し、保存する。

(秘密の保持)

第15条 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。

2 事業所の管理者は、従業者であった者が、前項を遵守するよう、その必要な措置を講ずる。

(損害賠償)

第16条 利用者に対する通所型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他)

第17条 この規程に定めのない事項については、社会福祉法人足柄福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

付則

この規程は、令和2年2月1日から施行する。